

## 個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 この個人情報取扱規則（以下、「本規則」）は、「個人情報の保護に関する法律」その他の関係法令・ガイドライン等（以下、「個人情報保護法等」という。）に基づき、浦安市立見明川小学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

### (責務)

第2条 本会は、個人情報保護法等を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (定義)

第3条 本規則における用語の定義は、個人情報保護法等に規定する定義に基づくほか、次の各号の例によるものとする。

#### (1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの。

#### (2) 個人情報データベース

前項の個人に関する情報を含む情報の集合物であって、

- ①特定の個人情報をコンピュータを用いて検索できるよう体系的に構成したもの、又は、
- ②コンピュータを用いていない場合であっても、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものであって、目次、索引、符号当により一般的に容易に検索可能な状態に置かれているもの

(3) 個人データ

(2)の項を構成する個人情報という。

(該当例：個人情報データベースから外部記録媒体に保存された個人情報、又は、紙面に出力された帳票等に印字された個人情報)

(4) 本人

(1)の項の個人に関する情報により識別可能となる特定の個人又は未成年者個人の保護者をいう。

(5) 会員

本会の主旨に賛同する浦安市立見明川小学校の児童の保護者と教職員をいう。

(6) 役員

本会の役員会を構成する者をいう。

(7) 委員

本会の委員会を構成する者(役員を含む)をいう。

(8) 認定サークル構成員

別に定める「PTAサークル活動規程」に基づき、本会にて承認され活動している認定サークルを構成する者をいう。

(9) 第三者

(4)の項の本人以外の者及び本会以外の者をいい、自然人、法人その他の団体を問わない。

(該当例：印刷等の外注業者)

(管理者)

第4条 本会における個人情報並びに個人情報データベース及び個人データの管理者は、会長とする。管理者は、本会における個人情報並びに個人情報データベース及び個人データの管理に関する事務を総括する。

(責任者)

第5条 本会における個人情報並びに個人情報データベース及び個人データの責任者は、役員・各委員会委員長及び認定サークル構成員代表者とする。責任者は、本会における個人情報並びに個人情報データベース及び個人データの適切な管理を確保する任に当たる。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報並びに個人情報データベース及び個人データの管理者・責任者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(取得方法)

第7条 本会は、個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

また、円滑な本会の活動を行うために以下の情報を取得する。

- (1) 会員の氏名、連絡先（住所、電話番号、メールアドレス）、本会の役員・委員の履歴、必要に応じて写真（広報誌、会報誌の掲載）
- (2) 会員の子供の氏名、学年、クラス（組）、出席番号、兄弟姉妹（卒業生を含む）、入学・転入年度、地区名、必要に応じて写真（広報誌、会報誌の掲載）
- (3) 広報誌、会報誌の配布のため、配布先担当者の氏名、住所
- (4) その他必要とするもので同意を得た事項

(周知)

第8条 本会において取得・保有する個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌など適切な方法により会員に周知する。

(利用)

第9条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A会費の集金業務、管理業務
- (2) 本会の活動に関する案内や配信メール、その他の文書の送付

- (3)役員・会計監査・委員・会員・パトロール等の名簿の作成
- (4)委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5)広報誌、会報誌の掲載及び配布
- (6)問合せ又は依頼等の対応
- (7)その他、事前お知らせし同意を頂いた目的の場合

(利用目的による制限)

第10条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第11条 個人情報並びに個人情報データベース及び個人データは管理者又は責任者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄・消去するものとし、又は、責任者において廃棄・消去後に、管理者に報告するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第12条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第13条 個人データは次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第14条 本会は、個人データを第三者(第13条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

また、役員及び委員並びに認定サークル構成員は個人データを第三者(第13条第1号から第4号の場合を除く)に提供する場合、次の項目について管理者に報告する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第15条 第三者(第13条第1号から第4号の場合を除く)から個人データの提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

また、役員及び委員並びに認定サークル構成員は個人データを第三者(第13条第1号から第4号の場合を除く)より提供を受ける場合、次の項目について管理者に報告する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、個人情報保護法等に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第17条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。また、管理者は個人情報保護法等に沿っ

て対応する。

(研修)

第18条 本会は、役員・委員・会員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第20条 個人情報保護法等の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第8条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、平成31年4月20日より施行する。

附則 本規則は、令和5年9月7日より施行する。(一部改正)